

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	鳥取市 国民年金関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

鳥取市は国民年金関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

鳥取市長

公表日

令和1年11月5日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金関係事務
②事務の概要	<p>国民年金法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に基づき特定個人情報を以下の手続で取り扱う。</p> <p>①資格取得・喪失等受付事務 国民年金第1号被保険者又は、任意加入被保険者の資格取得・喪失に関する届出、申出等を受付、日本年金機構に進達する事務。 1) 資格取得・種別変更・資格喪失(死亡を含む)の届出の受理 2) 住所・氏名変更の届出の受理 3) 資格記録・生年月日・性別訂正に関する届出の受理 4) 付加保険料の納付・辞退申出の受理 5) 国民年金手帳の再交付申請の受理</p> <p>②納付相談に関する事務 国民年金保険料の納付が困難な場合の免除等申請の受付、日本年金機構に進達する事務。 1) 保険料免除申請及び猶予申請並びに学生納付特例に係る申出・取消の申請・特例の取消の申請受理 2) 保険料法定免除該当届・消滅届の受理</p> <p>③裁定請求受付事務 基礎年金(老齢・障害・遺族)・寡婦年金・死亡一時金特別障害給付金・未支給年金の請求書を受付、日本年金機構に裁定請求する。 ④年金生活者支援給付金の支給に関する事務 ⑤日本年金機構への異動報告、所得情報提供などの事務</p>
③システムの名称	国民年金資格管理、宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)宛名特定個人情報ファイル	(2)国民年金ファイル
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項(利用範囲)及び別表第一の31の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第24条の2
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	鳥取市 福祉部保険年金課
②所属長の役職名	保険年金課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	鳥取市 総務部総務課公文書管理室 〒680-8571 鳥取県鳥取市幸町71番地 TEL0857-20-3121
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	鳥取市 福祉部保険年金課 年金係 〒680-8571 鳥取県鳥取市幸町71番地 TEL0857-22-8111

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成31年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成31年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月5日	I 3 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律(番号法) 第9条第1項(利用範囲)及び別表第一の31の 項	行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律(番号法) 第9条第1項(利用範囲)及び別表第一の31の 項 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第一の主務 省令で定める事務を定める命令(平成26年内 閣府・総務省令第5号)第24条の2	事後	
平成28年12月5日	I 5 評価実施機関における 担当部署 ②所属長	次長兼保険年金課長 小林 俊樹	課長 森下 俊介	事後	
平成28年12月5日	II 1 対象人数 いつ時点の計測か	平成26年12月31日	平成28年8月1日	事後	
平成28年12月5日	II 2 取扱者数 いつ時点の計測か	平成26年12月31日	平成28年8月1日	事後	
平成29年12月22日	I 関連情報 5.評価実施機関 における担当部署 ①部署	福祉保健部保険年金課	福祉部保険年金課	事後	
平成29年12月22日	I 関連情報 8.特定個人情報 ファイルの取扱いに関する問 合せ 連絡先	鳥取市 福祉保健部保険年金課 年金係	鳥取市 福祉部保険年金課 年金係	事後	
平成29年12月22日	II しきい値判断項目 1.対象 人数 いつ時点の計測か	平成28年8月1日	平成29年10月2日	事後	
平成29年12月22日	II しきい値判断項目 2.取扱 者数 いつ時点の計測か	平成28年8月1日	平成29年10月2日	事後	
令和1年5月24日	I 関連情報/5. 評価実施 機関における担当部署/①部 署及び②所属長の役職名	①福祉部保険年金課 ②課長 森下 俊介	①鳥取市 福祉部保険年金課 ②保険年金課長	事後	
令和1年5月24日	I 関連情報/7. 特定個人 情報の開示・訂正・利用停止 請求/請求先	鳥取市 総務部総務課 情報公開係 〒680-8571 鳥取県鳥取市尚徳町116番地 Tel.0857-20-3104	鳥取市 総務部総務課公文書管理室 〒680-8571 鳥取県鳥取市尚徳町116番地 Tel. 0857-20-3121	事後	
令和1年5月24日	II しきい値判断項目/1. 対 象人数/いつ時点の計数か	平成29年10月2日時点	平成31年1月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年5月24日	II しきい値判断項目／2. 取扱者数／いつ時点の計数か	平成29年10月2日時点	平成31年1月1日時点	事後	
令和1年5月24日	IVリスク対策	—	(新規追加項目)	事後	
令和1年11月5日	I 関連情報／7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求／請求先	鳥取市 総務部総務課公文書管理室 〒680-8571 鳥取県鳥取市尚徳町116番地 TEL0857-20-3121	鳥取市 総務部総務課公文書管理室 〒680-8571 鳥取県鳥取市幸町71番地 TEL0857-20-3121	事後	鳥取市役所庁舎移転に伴い、鳥取市役所の位置を定める条例(平成26年鳥取市条例第45号)が令和元年10月1日に施行され、同年11月5日に全面開庁されたことに伴う変更
令和1年11月5日	I 関連情報／8. 特定個人情報ファイルの取扱に関する問合せ／連絡先	鳥取市 福祉部保険年金課 年金係 〒680-0845 鳥取県鳥取市富安二丁目138番地4 TEL0857-20-3484	鳥取市 福祉部保険年金課 年金係 〒680-8571 鳥取県鳥取市幸町71番地 TEL0857-22-8111	事後	鳥取市役所庁舎移転に伴い、鳥取市役所の位置を定める条例(平成26年鳥取市条例第45号)が令和元年10月1日に施行され、同年11月5日に全面開庁されたことに伴う変更